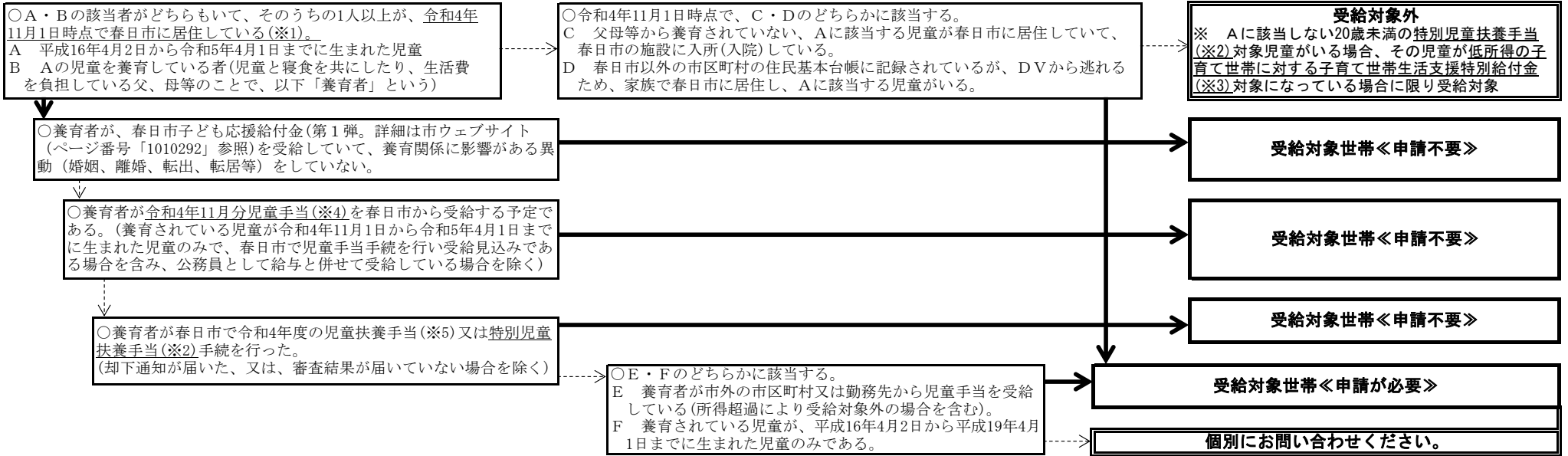


春日市子ども応援給付金(第2弾)確認表

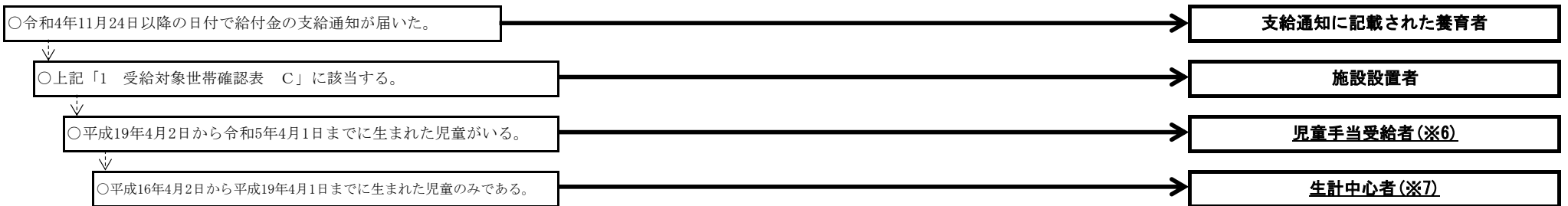
→: はい ----->: いいえ

給付金受給についての確認表です。まず、「1 受給対象世帯確認表」で受給対象になるかを確認し、受給対象の場合は、「2 受給者確認表」と「3 対象児童確認表」を確認してください。

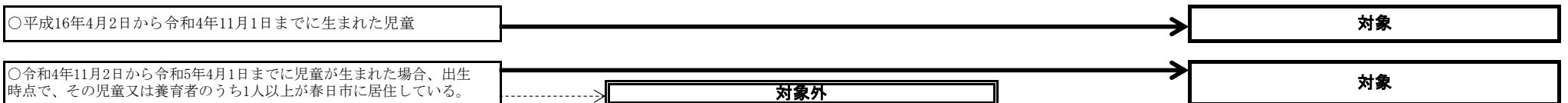
1 受給対象世帯確認表：どの世帯が受給対象になるかを判断するための確認表です。自分の家族(別居の方を含む)にあてはめて、確認してください。



2 受給者確認表：受給対象世帯で、申請不要の場合は誰の口座に振り込まれるか、申請が必要な場合は誰が申請をするかを判断するための確認表です。



3 対象児童確認表：受給対象世帯で、どの児童が対象になるかを判断するための確認表です。



※1 令和4年11月1日時点で春日市に居住している…令和4年11月1日時点で春日市に居住し、かつ、春日市の住民基本台帳に記録されていること(令和4年11月1日に春日市から転出した者を除く)
 ※2 特別児童扶養手当…精神又は身体に障がいがあると認められた20歳未満の児童の養育者に対して手当を支給する制度。令和4年度は令和4年8月分以降
 ※3 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金…新型コロナウイルス感染症対策として、国が低所得と定義した子育て世帯への給付金(市ウェブサイト「1008623」「1008882」参照)
 ※4 令和4年11月分児童手当…中学生以下の児童の養育者に支給される手当(対象児童1人につき月額5,000円の特例給付を含む)で、令和5年2月10日に支給予定
 ※5 児童扶養手当…18歳に達して最初の3月31日を迎えるまで(特別児童扶養手当対象児童に限り20歳未満)の児童を養育するひとり親等に対して手当を支給する制度。令和4年度は令和4年11月分以降
 ※6 児童手当受給者には、所得超過により受給対象外の者を含む。また、児童手当受給者が市外居住の場合や養育者間での協議している場合等は、春日市に居住している養育者による申請が可能
 ※7 生計中心者は、児童の養育者が複数いる場合、令和3年中所得の高い者。また、生計中心者が市外居住の場合や養育者間で協議している場合等は、春日市に居住している養育者による申請が可能